

○総務省告示第九十号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省・経済産業省令第三号）第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）様式第七号の規定に基づき、平成十九年総務省告示第六百四十号（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準適合認定等に関する規則様式第七号の規定に基づき端末機器に付する文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年三月十日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

【一・二 略】

三 登録外国適合性評価機関の区別（三桁）

登録外国適合性評価機関

区別

【略】

Bay Area Compliance Laboratories Corp.

211

CETECOM GmbH

215

【略】

【一・二 同上】

三 登録外国適合性評価機関の区別（三桁）

登録外国適合性評価機関

区別

【同左】

Bay Area Compliance Laboratories Corp.

211

【同左】

備考 表中の「」の記載は注記とする。